

長野県企業局公募型プロポーザル方式（設計・施工一括発注工事）実施要綱

（令和元年7月29日付け元企本第176号）

（最終改正 令和2年4月1日 令和2年3月31日付け元企本第616号）

この要綱は、長野県企業局（以下「県」という。）が設計・施工一括発注する建設工事（以下「工事」という。）のうち、高度な知識、高度な技術力並びに応用力が要求される工事の契約にあたり、意欲及び技術的な能力等を評価し、最適な受注者を選定するための「公募型プロポーザル方式（設計・施工一括発注工事）」に係る事務手続を定めたものである。

本要綱に規定する事項以外の工事受注者の選定事務は、従来どおり会計関係規定に基づいて行うものである。

（対象工事及び適用）

第1 公募型プロポーザル方式（設計・施工一括発注工事）の対象となる工事（以下「当該工事」という。）は、公共工事の品質確保の促進に関する法律第18条に規定する工事とし、本要綱に規定する事項以外の契約方式等に関しては、国土交通省が定めた「国土交通省直轄工事における技術提案・交渉方式の運用ガイドライン」に準拠するものとする。

（対象工事の募集要項）

第2 発注機関の長は、対象工事の参加者を募集するために必要な事項をその都度要項（以下「募集要項」という。）として定め、対象工事の参加者の募集開始に際し、県のホームページに掲載するものとする。募集要項には次の事項を明示するものとする。

- (1) 工事概要
- (2) 参加資格要件
- (3) 参加資格の確認方法等
- (4) 優先交渉権者の選定に関する事項
- (5) 技術提案書等の確認等

（技術評価会議の開催）

第3 県は、対象工事の優先交渉権者を選定するにあたり、学識経験を含む有識者等（以下、「外部有識者」という。）から意見を聴取し、公平な技術提案書の審査・評価を行うため、技術評価会議（以下、「評価会議」という。）を開催する。また、会議の座長及び構成員は、次のとおりとする。

| 区 分 | 座長 | 構成員 |
|-------------------------------|------------|--|
| 外部有識者等 | 企業局長が指定する者 | 学識経験者、県が委嘱している委員、関係する国・市町村等関係機関、並びに専門的知識を有する技術職員等の中から企業局長が依頼又は指定する者 |
| 本 庁 | — | 課長及び以下の職員 <ul style="list-style-type: none"> ・発注機関が本庁当該工事担当課の場合 当該工事担当係以外の職員の中から企業局長が指定する職員 ・発注機関が現地機関の場合 当該工事担当係の職員の中から企業局長が指定する職員 |
| 発注機関 (本庁当該工事担当課又は 現地機関) | — | 発注機関職員の中から企業局長が指定する職員 |

2 企業局長は、外部有識者3名以上、本庁の職員1名以上、発注機関（本庁当該工事担当係又は現地機関）の職員1名以上で評価会議を構成するものとし、外部有識者等が構成員の過半数を占めるものとする。

3 評価会議の事務は本庁において行う。

（対象工事の参加資格）

第4 対象工事の参加者は、募集要項の参加資格要件を参加資格確認基準日から契約締結日までの間、満たしていなければならないものとする。参加資格確認基準日は募集要項に明示するものとする。

（参加表明書の確認等）

第5 発注機関の長は、対象工事の参加を希望する者（以下「応募者」という。）から提出された参加表明書を基に、参加資格要件の充足を確認する手続き（以下「資格審査」という。）を実施する。

2 虚偽の記載事項がある場合、参加表明書は無効とする。

（参加資格を満たさない者に対する理由の説明）

第6 発注機関の長は、参加表明書提出者のうち対象工事について、参加資格要件を満たさないため募集要項に定める審査書類（以下「審査書類」という。）の提出者として該当しなかった者（以下「非該当者」という。）に対して、非該当理由を通知するものとする。なお、通知前に提出された非該当者の技術提案書は速やかに返却するものとする。

2 非該当者は、前項の通知を受けた日の翌日から起算して10日（長野県の休日を定める条例

(平成元年条例第5号)第1条に規定する県の休日(以下「休日」という。)を含まない。)以内に、発注機関の長に対して書面(様式自由)により非該当理由についての説明を求めることができるものとする。

3 発注機関の長は、非該当理由についての説明を求められたときは、書面を受理した日の翌日から起算して10日(休日を含まない。)以内に説明を求めた者に対して回答するものとする。

(技術提案書等の確認及び優先交渉権者の決定方法)

第7 発注機関の長は、想定される応募者数等の状況を鑑み、資格審査に併せて第一次審査を実施することができる。

2 応募資格を有すると認められた者又は第一次審査を実施する場合にはその通過者(以下「資格審査通過者等」という。)を対象として、県の対象工事に関する意図に対する確認並びに要求水準の未達を防止するとともに、民間の創意工夫の質の向上を図ることを目的として県と資格審査通過者等との対面形式の協議(以下「対面質疑」という。)を実施することができる。

3 資格審査通過者等は県が募集要項で示す期限までに、技術提案書を含む審査書類を提出する。

4 発注機関の長は、資格審査通過者等との間で、審査書類の記載事項からだけでは確認できない事項等について、ヒアリングを実施することができる。また、技術提案の内容の一部を改善することでより優れた技術提案となる場合や、一部の不備を解決できる場合には、資格審査通過者等との技術対話を通じて、県から技術提案の改善を求め、または資格審査通過者等に改善を提案する機会を与えることができる。

5 発注機関の長は、技術提案の内容が要求水準の充足を審査(以下「基礎審査」という。)する。基礎審査において、要求水準の充足を確認できなかった場合、当該技術提案を提出した資格審査通過者等を失格とすることができる。

6 審査書類の評価(以下「評価」という。)は、技術評価及び価格評価を基に、優先交渉権者決定基準に定める基準により総合評価点を算定し、最も総合評価点の高い者を優先交渉権者として決定する。

7 虚偽の記載事項がある場合、審査書類は無効とする。

(契約の締結)

第8 発注機関の長と優先交渉権者は、協議のうえ、当該工事に係る契約を締結する。なお、協議の結果、優先交渉権者との間において、当該工事に係る契約の締結に至らなかった場合、本評価における総合評価点が高い応募者から順に協議を行う。

(特定しなかった者に対する理由の説明)

第9 発注機関の長は、審査書類の提出者のうち契約者以外の者(以下「非選定者」という。)に対して、契約締結後、特定しなかった理由(以下「非選定理由」という。)を通知するものとする。

2 非選定者は、前項の通知を受けた日の翌日から起算して10日(休日を含まない。)以内に、発注機関の長に対して書面(様式自由)により非特定理由についての説明を求めることができるものとする。

- 3 発注機関の長は、非選定理由についての説明を求められたときは、書面を受理した日の翌日から起算して10日（休日を含まない。）以内に説明を求めた者に対して回答するものとする。

（実施上の留意事項）

第10 参加表明書の提出をした業者名は、契約締結後、公開するものとする。

- 2 発注機関の長は、公正に募集手続を執行できないと認められる場合、あるいは競争性が確保できないと認められる場合には、募集手続の執行を延期又は中止することがある。

この場合、発注機関の長は、速やかにその旨を県のホームページにおいて公表する。

- 3 各提出資料の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。

（技術提案の帰属等）

第11 当該工事に関する契約を県と締結した者（以下「契約人」という。）が提出した技術提案の権利は、対象工事に関する部分については、発注機関に属するものとする。

なお、契約人が他の建設工事等でその成果を使用することを妨げない。

- 2 契約人以外の入札参加者の技術提案は、入札参加者の権利に属するため、許可を得ることなく発注機関はこれを使用することはできない。

（参考額の設定）

第12 発注機関の長は、見積り、既往設計、予算規模、過去の同種工事等を参考に設定した参考額を募集要項に記載する。

（予定価格の設定等）

第13 発注機関の長は、予定価格の設定にあたっては、優先交渉権者が提出した技術提案書を尊重するものとする。

- 2 発注機関の長は、前項の規定により予定価格の設定をしたのち、優先交渉権者と契約を行う。
- 3 前2項は、第9条の定めに従い優先交渉権者以外の者と当該工事に係る契約を締結するときは、優先交渉権者を契約締結する相手方の応募者と読み替える。

附 則

この要綱は、令和元年7月30日の公募から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日の公募から適用する。